

参加登録店に発注する以下の工事について、申請により補助金の交付が受けられます。
 4月1日以降に着工し、平成31年3月末までに完了検査を受けた工事が対象です。
 ただし予算の範囲内での補助金の交付となりますので、お早めの申請をお願いいたします。

住宅リフォーム工事

限度額
20万円

補助対象経費が50万円以上の工事を対象に10%を補助

◆工事例◆

- ・外壁の張替え、屋根の塗装、フローリングの張替え
- ・台所をシステムキッチンへ
- ・タイル張りのお風呂をユニットバスへ交換 など



住宅用再生可能エネルギー等設置工事

限度額
30万円

補助対象経費が30万円以上の工事を対象に10%を補助

◆工事例◆

- ・屋根への太陽光パネルの設置、エコキュートの設置
- ・エネファームなどの燃料電池の設置
- ・ベレットストーブの設置 など



空き家取壊し工事

限度額
20万円

補助対象経費が20万円以上の工事を対象に10%を補助

- 居住用に使用し、1年以上住んでいない建物が対象です。
- 原則として、空き家の所有者またはその相続人が交付対象となります。



申請手順

必ず工事前に申請してください。

1. 参加登録店に「補助金を利用したい」旨を伝え、工事を依頼します。
2. 申請者、物件、工事が補助金の対象となるか確認後、参加登録店に書類作成の申請手続きをしてもらいます。
3. 申請書類を提出し、確認を受けた後、工事に着手します。(事前着工不可)
4. 工事完了後、三沢建築組合による確認検査を受けます。
5. 検査合格後、補助金が指定口座に振り込まれます。

空き店舗改装出店工事

限度額
200万円

補助対象経費の3分の1を補助

◆対象事業者◆

市内の空き店舗を活用して小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を開業し、補助金交付後2年以上継続して営業することが見込まれる新規に事業を行う方。

◆その他交付条件◆

- ・地域の賑わいの創出が見込まれること。
- ・週に5日以上、通年営業すること。
- ・正午前に開店し、1日6時間以上営業すること。

事業計画書の審査がありますので、事前に三沢市産業政策課にご相談ください。



既存店舗改装工事

限度額
50万円

補助対象経費の6分の1を補助

◆対象事業者◆

市内で小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業の店舗を経営している方。

◆その他交付条件◆

- ・改装することによって集客の増加が見込まれること。
- ・地域の賑わいの創出が見込まれること。
- ・週に5日以上、通年営業すること。
- ・正午前に開店し、1日6時間以上営業すること。

改装計画書の審査がありますので、事前に三沢市産業政策課にご相談ください。



ご注意ください!!

- 工事完了後の申請はいかなる場合でも受け付けません。
- 補助金を受けられるのは、1年度1世帯1工事です。
ただし、住宅用再生可能エネルギー等設置工事は、他の補助金と併用できます。
- 住宅リフォーム工事は、居住部分のみが対象で、車庫や物置、門などの外構部分は対象外です。
- 貸家（アパート）はすべての工事で対象外です。